

平成30年1月

お客さま 各位

秋田県信用組合

キャッシュカード振込機能の一部利用制限について
(特殊詐欺からお客さまをお守りするために)

平素は秋田県信用組合をご利用いただきありがとうございます。

現在、特殊詐欺の被害が多発しております。特にキャッシュカードによる振込に不慣れな高齢のお客さまをATMに誘導して、預金を振り込ませる「振り込め詐欺」、「還付金詐欺」が急増しております。

当組合では特殊詐欺被害を未然に防止するための対応といたしまして、下記のとおり、キャッシュカードの振込機能の利用を一部制限させていただきます。

つきましては、大変ご不便をおかけしますが、お客さまの大切な預金を悪質な犯罪者からお守りするための対応となりますので、何卒、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1 対象となるお客さま

平成29年12月31日現在で70歳以上の個人のお客さまのうち、過去3年以上、当組合キャッシュカードを利用したATMでのお振込みをご利用されたことがないお客さま。

次年以降は、基準日を毎年12月31日とし、適用日を翌年1月の第4月曜日とします。

2 利用制限の内容

対象となるお客さまについては、振込限度額を1,000円とし、1,000円を超えるATMからのキャッシュカードによるお振込みを制限させていただきます。

3 利用制限開始日

平成30年1月22日(月)より

4 上記のお客さまがキャッシュカードによる振込限度額の変更を希望される場合

対象となるお客さまで、キャッシュカードによるATMでの振込取引をご希望される場合は、当組合の窓口へお申し出ください。その際、本人確認資料をご持参ください。本人確認のうえ、振込取引を可能とさせていただきます。

5 キャッシュカードによる「お預入れ」や「お引出し」は従来どおりご利用いただけます。

以上